

条例を制定

地下水を利用される皆さんへ

井戸の設置状況など届け出を

「安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例」（以下条例）が4月1日から施行されました。これにより既存、新設すべての井戸について届け出が必要となります。

取水ルールを条例化

この条例には、地下水を市民共有の財産として、地下水利用者（井戸等）の利用状況の届け出および年間利用量の報告の義務化、新規取水者の事前届け出制および一定量以上を取水する場合等の事前協議の義務化などが掲げられています。具体的には、左ページのフローに示したとおり、地下水を利用するすべての皆さんの届け出が必要となります。

既に井戸をお持ちの人は

9月30日までに届け出を

井戸の設置場所や地下水の使用目的など取水の実態を把握するため、市内に井戸を所有している人、または、市内の井戸を借り受けている人は、氏名や井戸の設置場所、取水量など届け出が必要となります。市で井戸の設置を把握している

人には、6月下旬ころまでにご通知しますので、届け出をお願いします。また、通知が届かない人は、次のとおり届け出をお願いします。

●書類設置場所 地下水採取届出書は、各総合支所地域支援課にあります。また、市のホームページから様式のダウンロードができます。

●提出期限 9月30日（月）まで

●提出先 〒399-8303 安曇野市穂高6658 穂高総合支所内生活環境課または、各総合支所地域支援課

●井戸の新設や増設も 事前の届け出を

これから井戸の新設や増設をされる人は、事前の届け出が必要となります。また、規定量以上（1日100ト以上、または取水口の

断面積が12平方メートル以上の地下水を新規に取水する場合（増設の場合を含む）、あるいは規定量以下であっても取水が水道水源および井戸、湧水に支障を及ぼすことが予想される場合は、事前協議を行い、市長は計画変更や中止を求めることもできます。書類設置場所および提出先は上記と同じですが、事前に生活環境課へご相談ください。

1日10ト以上利用している人は、

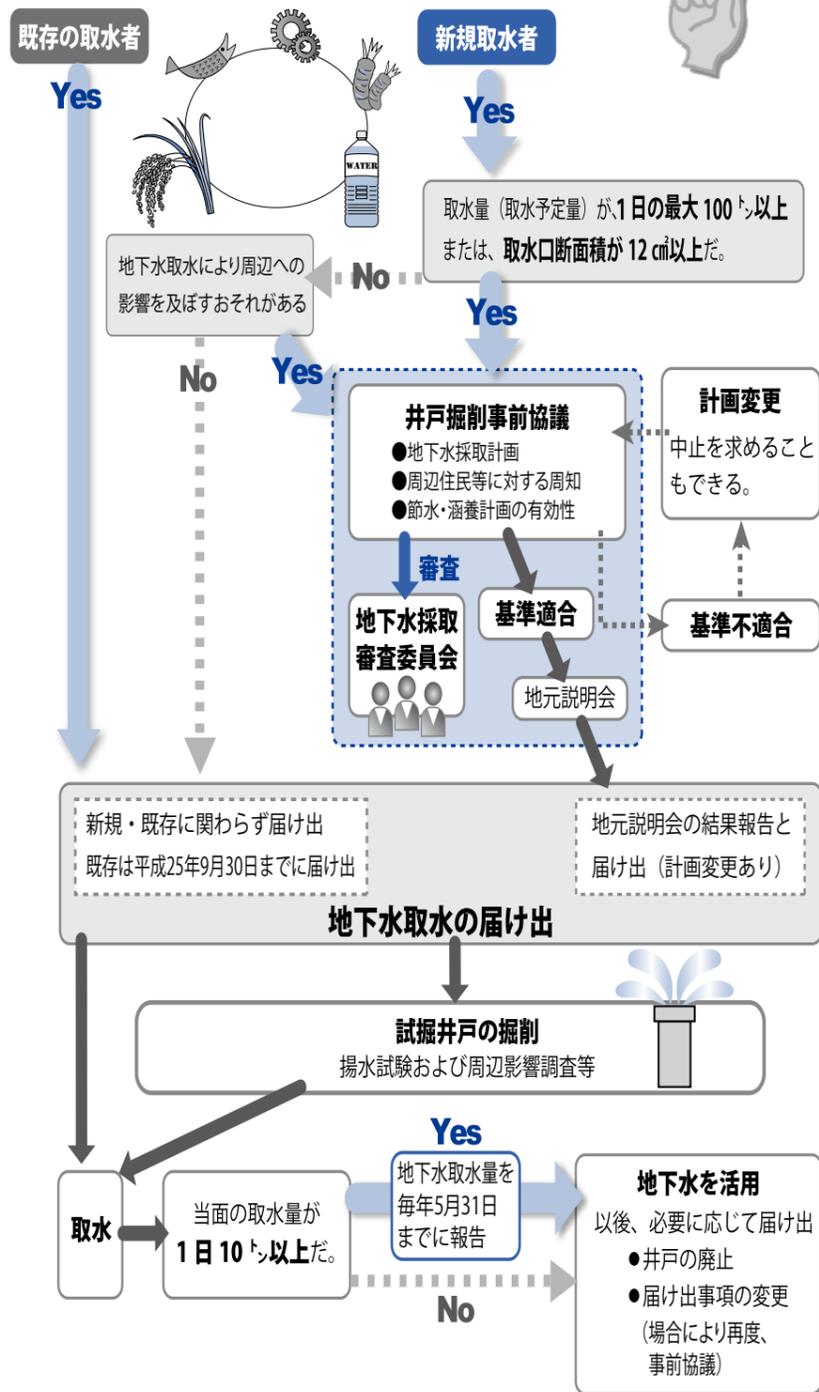
平成26年度以降毎年報告を

1日10ト以上の地下水を取水している人は、平成26年度から前年度の取水量を毎年5月31日までに生活環境課へご報告ください。

問い合わせ先 穂高総合支所内生活環境課環境保全係  
TEL 82・3131(代) FAX 82・6622

◆条例のポイントを紹介します

■取水の届け出のポイント



■地下水の保全・涵養のポイント

- 市は、水環境基本計画を策定。地下水の保全・涵養、適正利用のため長期的に取り組めます。
- 地下水の水位や水質などを調査し、公表します。
- 地下水の涵養のための対策に係る経費の一部を、地下水採取者および地下水利用者に対して協力金を求めることができます。

■その他のポイント

- 市は、必要な場合に土地または、建物に立ち入り、地下水に関する調査や助言、指導を行います。
- 届け出・協議をせず、あるいは、虚偽の届け出等をした場合に氏名等を公表。この場合に、罰則を科します。

◆地下水の涵養等◆

～減少する地下水を増やそう～

市民、事業者、行政のそれぞれの役割を明確にし、次のとおり地域ぐるみで地下水の保全・涵養・適正な利用に取り組みます。

■役割

- 市の役割…計画的に地下水の保全・涵養のための施策を実施
- 市民・事業者の皆さんの役割 自ら地下水の保全・涵養に努め、市が進める地下水の保全・涵養の取り組みへ協力
- 地下水利用者の役割…採取量の縮減に努めることや採取した地下水の再利用等

■今後の取り組み

第1ステップ

平成25年4月から  
取水ルール等条例制定  
・地下水利用状況の届け出など  
(既存の場合は9月30日まで)

第2ステップ

転作田湛水等試験事業完了後  
・転作田湛水など涵養事業の拡大



※麦後転作田湛水

※麦後転作田湛水…7月から8月にかけて麦の収穫が終わった転作田に水を張ること

第3ステップ

涵養事業の進捗状況により  
・地下水の涵養のための協力金制度の導入